

令和5年度 第9回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
日 時	令和5年6月28日（水） 午後5時30分～7時20分
場 所	練馬区役所本庁舎5階 庁議室
出席者	<p>（委員24名）</p> <p>市川会長、内藤会長代理、岩月委員、江幡委員、腰高委員、嶋村委員、関委員、高橋委員、竹中委員、横山委員、寺嶋委員、大羽委員、関口委員、岩瀬委員、松田委員、福島委員、高原委員、中村委員、加藤（雄）委員、長谷川委員、永沼委員、齋藤委員、加藤（均）委員、青木委員</p> <p>（区幹事6名）</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長、生活福祉課長</p>
傍聴者	2名
議 題	<p>(1) 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について</p> <p>① 施策案 元気高齢者の活躍とフレイル予防の推進</p> <p>② 施策案 高齢者を支える地域との協働の推進</p> <p>(2) その他</p>
資 料	<p>1 次 第</p> <p>2 委員名簿および座席表</p> <p>3 資料1 元気高齢者の活躍とフレイル予防の推進 検討資料</p> <p>4 資料2 高齢者を支える地域との協働の推進 検討資料</p> <p>5 資料3-1 練馬区立土支田デイサービスセンター等の指定管理者の選定について</p> <p>6 資料3-2 練馬区立練馬中学校デイサービスセンターの廃止について</p> <p>7 資料4 共生社会の実現を推進するための認知症基本法案 概要</p> <p>[参 考]</p> <p>1 公衆浴場を活用したフレイル予防事業「フロ・マエ・フィットネス」の開始について</p> <p>2 都市型軽費老人ホームの整備計画について</p> <p>3 介護保険状況報告</p>

1 開会

【会長】

ただ今より、第9回練馬区介護保険運営協議会を開催します。委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料の確認を事務局からお願いします。

【事務局】

<出席状況、傍聴者の状況の報告、配付資料の確認>

2 議題

【会長】

それでは、次第に従いまして、議題に入ります。

議題（１）「第９期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について」、①「施策案 元気高齢者の活躍とフレイル予防の推進」について、高齢社会対策課長より説明をお願いします。

【高齢社会対策課長】

＜資料１ 「元気高齢者の活躍とフレイル予防の推進 検討資料」の説明＞

【会長】

元気高齢者の活躍とフレイル予防の推進について、資料１の説明がありました。２ページで、仕事をしている前期高齢者のうち、70歳以上を超えても働きたいと回答した方が約８割との報告がありました。シルバー人材センター会長として、高齢者の就労についてお考えになることなど、何か補足できることがあればお願いします。

【委員】

練馬区シルバー人材センターの令和５年３月31日現在の会員数は3,423人、平均年齢は76.7歳です。10年程前と比較すると会員数は500人程度減り、平均年齢は4.6歳高くなりました。入会の動機は、健康維持のため、時間を有効活用するため、生きがいを得るためが多くなっています。

我々にとっても、元気高齢者の活躍が一番大切と考えています。定期的な安全管理体制の確認や加齢に伴う配置転換など、高齢化の進む会員への支援を進めていきたいと思えます。

【会長】

続いて、光が丘地区では健康維持の活動があるとのことを伺いましたが、活動内容について、お答えできることがあればお願いします。

【委員】

光が丘地区連合協議会は、光が丘にある５つの区立公園の維持管理を請け負っています。園内の清掃活動には約80名が参加しており、日曜日と年末年始を除き毎日、交代で活動しています。自然の中での活動であり、健康維持にも役立っていると思えます。

【会長】

続いて、地域リハビリテーション活動の充実が提案されていますが、委員には様々な場面で、リハビリテーション活動に携わっていただいているとのことを伺いました。現在の活動状況や参加者の様子など、医学的見地からお答えできることがあればお願いします。

【委員】

リハビリ専門職である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の約８割は医療機関に勤めています。私も理学療法士として医療機関に勤めていますが、医療機関で働く者とする、区民の方が病気や怪我をしないよう予防することが非常に重要だという認識を持っています。フレイル予防に参加できない高齢者の方も多くおりますので、高齢者みんな健康プロジェクトによる個別アプローチや街かどケアカフェなどの気軽に参加できる事業を充実させることは重要であると思えます。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

区の施策が高齢者に十分周知されていないと感じています。ケーブルテレビなどを使って効果的に周知することはできないでしょうか。また、高齢者だけでなく、その家族や若い世代向けに、SNSを使った情報発信も大事だと思います。

【高齢社会対策課長】

区としても同じ問題意識を持っており、いかに周知を図るかが課題と捉えています。ケーブルテレビについては、J-COMで区の取組を紹介いただいています。また今年度から、フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」の配信を開始します。このアプリでは、一人ひとりの興味・関心に合ったイベントやフレイル予防事業をプッシュ型でお知らせできるため、今まで情報が届かなかった方にも区の取組を周知できると考えています。

【高齢者支援課長】

SNSを使った周知としては、地域包括支援センターを紹介する動画の配信を5月から始めたところです。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

2点質問です。

1点目、女性の骨粗しょう症についての記載が3ページの現状にありますが、対応する具体的な施策がないように思います。

2点目、働く意欲のある高齢者にとって、シルバー人材センターへの登録も一つの方策かと思えます。しかしそれだけでは、働く意欲のある高齢者への仕事の供給量が足りないように思います。70歳以上の方の働きたいという需要は区全体でどの程度あるのでしょうか。

【地域医療課長】

1点目の質問について、骨粗しょう症の早期発見・早期治療のため、40歳から70歳の女性を対象に5歳刻みで受診機会を提供するとともに、転倒防止等の啓発を進めているところです。

【高齢者支援課長】

転倒して骨折した経験がある方などフレイルリスクの高い高齢者を対象とした、リハビリテーション専門職による転倒防止に関する講座や健康相談会を拡充してはどうかと考えています。

【高齢社会対策課長】

2点目の質問について、高齢者雇用安定法が改正され、70歳までの就業機会の確保が事業主の努力

義務となりました。区は主に70歳以上の方への就労支援を進めていかなければいけないと考えています。今後もシルバー人材センターにおける臨時的・短期的などの多様な働き方の提供やシニア職場体験事業、シニアセカンドキャリア応援事業などの就業支援事業を充実させていく必要があると考えています。

※補足 70歳以上高齢者の就労意欲について

練馬区の70歳以上の人口は約13万人で、高齢者の約8割は要介護認定を受けていない元気高齢者です。高齢者基礎調査によると、元気高齢者のうち、未就労かつ就労意欲のある方の割合は約15%、約1.5万人と見込まれます。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

5ページに元気高齢者介護施設業務補助事業を拡充してはどうかと記載がありますが、もう少しご説明いただけますか。

【高齢社会対策課長】

元気高齢者介護施設業務補助事業については、業務の切り分けが難しいなどの理由から、小規模事業所でなかなか導入が進まない現状があります。現状の請負契約でなく、事業所が高齢者に直接業務を指示することが可能な派遣形態を加えることで、新たな就労の場を創出することを検討しています。

【委員】

今後、施設との様々な協力関係を強化していただいて、練馬区としてもしっかりと、この方向で進めていただければと思います。

【会長】

それでは、議題（1）「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について」、②「施策案 高齢者を支える地域との協働の推進」について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

【高齢者支援課長】

<資料2 「高齢者を支える地域との協働の推進 検討資料」の説明>

【会長】

高齢者を支える地域との協働の推進について、資料2の説明がありました。地域で高齢者を見守り、支え合える体制を強化していくため、高齢者の通いの場を充実すべきとの提案がされていますが、老人クラブには高齢者の生きがいの場としての役割を担っていただいていると思います。コロナ禍における活動状況の変化など、お答えできることがあればお願いします。

【委員】

練馬区老人クラブ連合会は、今年で発足62年を迎えており、現在のクラブ数は106、会員数は6,171人です。コロナ禍で孤独を感じる高齢者が増えるなど、変革期を迎えていると思います。地域の中で連携を図っていくことが大切であると常々考え、街かどケアカフェなどに通い、人との繋がりを広げる取組を行っています。皆様とも連携を取っていききたいと考えております。今後ともよろしくお願いたします。

【会長】

複合的な課題を抱える世帯を必要な支援につなげるため、生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの連携を強化すべきとの提案がされていますが、地域福祉コーディネーターの担い手である社会福祉協議会としてはどのようにお考えになりますでしょうか。地域福祉コーディネーターの役割や活動状況などについてもお答えできることがあればお願いします。

【委員】

練馬区社会福祉協議会のボランティア・地域福祉推進センターには、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーターが配置されています。

生活支援コーディネーターの配置の見直しですが、生活支援コーディネーターの業務を練馬区社会福祉協議会として受託しなくなったとしても、高齢者の生活相談や社会参加に係る相談業務は変わることなく続きます。これまで築いてきた地域団体とのネットワークが縮小されることは一切ありません。その上で、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターが数多く配置されることになるので、大きな体制の充実に繋がると期待しています。

【会長】

生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの業務は重なることも多いため、業務の役割分担について議論し、現場の方がやりやすいように整理することが重要です。また、地域包括支援センターによって、生活支援体制整備事業に差異が生じてはいけません。一定水準の事業を展開できるよう議論を進めていただきたいと思います。

地域包括支援センターのセンター長として、ご意見をお願いします。

【委員】

生活支援コーディネーターには、一定の力量が求められると認識しています。皆様のご協力をいただきながら、しっかりと業務を行えるようにしたいと思います。

【会長】

重層的支援体制整備事業との関係をより明確にするため、7ページ②の連携推進担当について説明をしていただけますでしょうか。

【生活福祉課長】

複合的な課題を抱える世帯への支援を行う中で、関係機関の役割分担等の調整が取れず、支援に穴が開くようなことがあってはなりません。関係機関の役割分担の整理、あるいはその世帯に対する支

援方針を定める役割は区が直接担うべきとの考えから、この連携推進担当を配置しているところです。連携推進担当には、福祉専門職や福祉事務所などの相談支援業務経験者を配置しています。

【会長】

8050 問題については、連携推進担当が対応するのでしょうか。

【生活福祉課長】

8050 問題や中高年のひきこもり等、複合的な課題を抱えているものの支援に繋がっていない世帯の情報を各相談支援窓口と共有し、連携を図っています。

【会長】

委員の共通理解を図るためにも、次回以降、連携推進担当の取組内容と、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの業務の明確化についてご説明いただいた方がよいと思います。

他にご意見はありますか。

【委員】

現状、生活支援コーディネーターは、どこに配置されていて、業務の標準化はどのように行っていたのか。また、日常生活圏域の見直しにより、27名に増員した場合、業務の標準化はどのように行うのでしょうか。

【高齢者支援課長】

現状、生活支援コーディネーターは、4つの日常生活圏域に合わせて、練馬区社会福祉協議会で運営している区内4か所のボランティア・地域福祉推進センターに、人件費で2名相当分配置されています。生活支援コーディネーターの水準の確保については、東京都の生活支援コーディネーター研修や情報交換会を活用しています。増員後も、引き続き研修等を活用しつつ、練馬区としての取組も検討していきたいと考えています。

【高齢施策担当部長】

区の担当課に27名の生活支援コーディネーターを統括する職員を1名配置いたします。支援の平準化についても、その職員を中心にさらに検討を重ねていきたいと考えています。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

ケアマネジャーは、複合的な課題を抱える世帯への支援に要介護者がいる場合には携われますが、支援している高齢者が亡くなったり、施設に入所した場合、残された家族を支援に繋げることに苦慮することがあります。連携推進担当に情報を提供することによって、他機関協働による支援に繋げることができるかと受け止めてよろしいのでしょうか。

【生活福祉課長】

今年度、例示いただいた事例と同様の事例を、連携推進担当を中心に支援を行ったところです。高齢者への支援が完了したものの、世帯として課題が残っている場合には、連携推進担当を活用いただければと思います。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

先程、区の施策が十分に周知されていないとの意見がありましたが、エッセンシャルワーカーに区の施策を認知してもらうことが区民への周知に繋がると思います。区内のエッセンシャルワーカーに向け区の施策や制度を紹介する専用アプリを開発し、エッセンシャルワーカーを広報周知に使っていただくのはいかがかと考えるところです。

【会長】

4月の運営協議会から施策の検討資料により、区の方から様々な取組の提案をいただけてきました。皆様からも、こういうことをやるべきだということがあればそれを行政の方に出してください。その中で何が可能かということも議論していきたいと思います。

私から最後に意見ですが、避難行動要支援者への避難支援について、コロナの影響によって仕組みが壊れていないか、使えるようになっているか、心配しているところです。今一度、確認していただければと思います。

それでは、議題（2）「その他」の「区立デイサービスセンターについて」、高齢社会対策課長より説明をお願いします。

【高齢社会対策課長】

＜資料3-1 「練馬区立土支田デイサービスセンター等の指定管理者の選定について」

資料3-2 「練馬区立練馬中学校デイサービスセンターの廃止について」の説明＞

【会長】

続いて、議題（2）「その他」の「認知症基本法の成立について」、高齢者支援課長より説明をお願いします。

【高齢者支援課長】

＜資料4 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法案 概要」の説明＞

【会長】

東京都の認知症施策推進会議の理事でおられる会長代理から補足があればお願いします。

【会長代理】

ご説明のあったとおり、認知症基本法は、認知症の方を含めた国民一人一人が相互に人格と個性を

尊重しつつ支え合いながら共生する社会を目指すものです。区の実組としては、国が基本計画を策定した後、その基本計画を踏まえ、区の実画を策定することになるかと思ひます。

3 閉会

【会長】

次回日程等について、事務局よりお願ひします。

【事務局】

<次回の開催予定の連絡>

【高齢施策担当部長】

本日も貴重なご意見ありがとうございました。

本年度は、孤独・孤立対策推進法や認知症基本法など、福祉に関する法律が複数成立しています。国の意向を踏まえながらも、練馬区の高齢者の方に役に立つ計画を策定するために、また皆様のご意見を伺わせていただければと思ひます。

本日はありがとうございました。

【会長】

これを持ちまして、第9回練馬区介護保険運営協議会を閉会します。